

岩手県権限移譲等推進計画

～住民本位の行政サービスのさらなる向上を目指して～

(案)

当計画は、第3回岩手県分権推進会議の終了後に、パブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見をお伺いしたうえで策定する予定です。

平成20年1月25日

目 次

I 計画策定の意義

1	地方分権改革について	1
2	本県における分権の取組み	1
3	これまでの権限移譲における課題	2
4	今後の権限移譲の進め方	2
5	権限移譲の基本的な考え方	3

II 計画の内容

1	計画の概要	4
2	計画の期間	4
3	権限移譲の方法	4
4	移譲の相手	4
5	権限移譲の進め方	4
6	権限移譲の手続	6
7	権限移譲に伴う財源措置	7
8	人的支援について	8
9	適正な事務処理確保のための支援	9
10	今後の検討事項	10

参考	関係法令	11
----	------	----

別冊 1 各行政分野の市町村と県の役割分担の考え方

別冊 2 移譲対象事務権限一覧表

I 計画策定の意義

1 地方分権改革について

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、それまでの中央省庁主導による画一性を重視した中央集権型行政システムから、地域主導により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す地方分権型行政システムへ大きく方向転換をすることとなりました。

第一次地方分権改革では、国と地方の関係は、機関委任事務（※1）が廃止され、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となりましたが、さらに、地域自らの意思と責任において、地域の実情に応じた住民本位の行政サービスが展開できるように、地方の自由度を拡大するための改革が必要です。

平成18年12月に第二次地方分権改革に向けて「地方分権改革推進法」が制定され、地方分権改革推進委員会から、平成19年11月に「中間的なとりまとめ」が報告されるなど、「地方が主役の国づくり」を目指す地方分権改革は、いま、国民的理解と支持の拡大に向けた取組みが求められる、新たなステージを迎えつつあります。

2 本県における権限移譲の取組み

本県においては、旧合併特例法に基づく市町村合併の進展により、平成18年4月には、本県の市町村数は、同法施行前の59市町村から35市町村となりました。

特に、中核市や人口10万人を超える合併市の誕生などにみられるように、基礎自治体の規模・能力が相当程度に拡充し、分権型社会に求められている行財政基盤の強化や住民自治の充実に向けて、各自治体により特色ある取組みが進められてきています。

県では、地方自治における「補完性の原理・近接性の原理」「市町村優先の原則」（※2）の考え方のもと、地方分権一括法の施行により創設された「条例による事務処理の特例制度」（※3）などを活用して、県の事務権限を市町村に移譲を進めてきました。

市町村合併による基礎自治体の体制整備が進む中であって、平成17年度には「県事務の市町村への移譲指針」を策定し、行政基盤の強化に向けた市町村の取組みを積極的に推進支援してきたこともあり、平成18年度、19年度において、合併市町をはじめとして権限移譲が相当程度進んできています。

3 これまでの権限移譲における課題

権限移譲が進む一方で、合併市町と非合併市町村、あるいは、人口規模が同程度の市町村間で、権限移譲への取組みや移譲事務の内容に差異が見られるなどの状況となつていますが、これは、次のような課題が考えられるところです。

- ① 役割分担の考え方、権限移譲の意義や効果が、市町村長をはじめ県・市町村職員や住民に共有されていない。
- ② 検討が市町村と県の行政間の議論に終始し、住民の視点が十分反映されていない。

4 今後の権限移譲の進め方

この点について、平成19年度に知事を座長として設置した「岩手県分権推進会議」において、市町村長や学識経験者のほか、民間企業や地域づくり団体代表者などの参画のもと、住民視点を踏まえながら検討してきたところです。

また、予備的な調査研究を行うことを目的として設置した、各行政分野の検討部会においても市町村・県の実務担当者に加え、関係団体など住民の参画の下に検討を重ねた結果や、各市町村長の意見なども踏まえたところ、今後の権限移譲の進め方については、概ね次のような意見に集約されました。

- ① 市町村と県の役割分担については、「補完性の原理・近接性の原理」「市町村優先の原則」に基づいて整理し、権限移譲を進めていくべきである。
- ② 市町村では、行政基盤の強化と住民サービスの向上のために、住民視点に立ちながら、できる限り権限移譲を受けることが望ましいが、特に、小規模市町村では、職員体制などにより、権限移譲が困難となっているので、このことに配慮しながら進めていくべきである。
- ③ 権限移譲にあたっては、次のことに留意しながら進めるべきである。
 - ・ 市町村と県との協議・合意を基本として進めること。
 - ・ 事務処理に要する財源の措置と人的な支援を的確に行うこと。
 - ・ 市町村の規模・体制は様々であり、専門性が求められる事務権限については、人口規模などの区分を設けて進めること。
 - ・ 市町村の完結性を高め、主体的な判断を可能とするためにもできる限り専門性が求められる事務権限も含めて行うこと。
- ④ 専門的な知識を要する事務など、移譲後における県の役割として、専門性を活かした適切なアドバイスやフォローアップなどが必要である。
- ⑤ 小規模市町村では、市町村合併による行財政基盤の強化を基本としながらも、広域連携や近隣市町村への委託、県による補完の方法なども併せて検討していくべきである。

5 権限移譲の基本的な考え方

以上のことから、市町村と県が対等・協力の関係の下で、これまで以上に「住民本位の行政サービス」を提供していくために、次のような基本的な考え方に基づいて権限移譲を進めていくこととします。

① 住民視点による権限移譲

市町村と県は、行政サービスの受け手である住民の視点に立って、利便性の向上や地域の活性化等に資する方向で権限移譲を進めていくこと。

② 役割分担に基づく権限移譲

市町村と県は、岩手県分権推進会議において明確にしてきた市町村と県の役割分担に基づいて、権限移譲を進めていくこと。

③ 市町村行政の総合性を高める権限移譲

地域の実情を把握している市町村が、自らの判断と責任において行政サービスが提供できるように、権限移譲を進めていくこと。

(注釈)

- ※1 **機関委任事務**：地方公共団体の長などが国の「地方出先機関」とみなされて行われていた事務。このような事務は、国が地方公共団体が責任の所在がハッキリしない点や、地方公共団体が住民のニーズを把握した主体的な行政が行いにくい点などの問題が指摘されていた。
また、国は地方公共団体の機関委任事務の処理に関して包括的な指揮監督権を持ち、国・都道府県・市町村が上下の関係にあるかのような制度となっていた。
- ※2 **補完性の原理**：「公的責務の分担に関して、個人、家族、地域で解決できないことは、まず住民に身近な市町村が担い、市町村が担うことができないか又は明らかに非効率となることは都道府県が補完し、さらに広域自治体ができないか又は明らかに非効率なことは国が補完する」とする考え方。
近接性の原理：行政主体間の事務配分に関して、「住民に最も身近な行政主体に優先的に事務を配分すべき」とする考え方。
市町村優先の原則：行政は、住民に近い市町村が第一義的に処理し、市町村ができないものは都道府県が、都道府県ができないものは国が行うという原則
- ※3 **条例による事務処理特例制度**：地域の実情に応じて、県の判断により、県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に対して配分することを可能とする制度。事務権限の配分は、県の条例の定めるところにより行うことができることとし、市町村が処理することとされた事務は当該市町村の長が管理執行するものとされている。また、事務処理の特例を定める条例の制定又は改廃は市町村長に協議することが必要である。（地方自治法第252条の17の2）
なお、県教育委員会の権限に属する事務についても、条例による事務処理特例制度による権限移譲が可能となっている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条）

II 計画の内容

1 計画の概要

当計画は、岩手県分権推進会議における検討を踏まえて、各行政分野別における役割分担を整理したうえで、権限移譲の基本的な考え方と移譲の対象とする事務権限を取りまとめたものであり、今後の権限移譲の基本となるものである。

2 計画の期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 22 年度までとし、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

したがって、「県事務の市町村への移譲指針」に基づき、平成 20 年度からの権限移譲が決定している事務についても、当計画の期間に行われたものとして取り扱うこととする。

3 権限移譲の方法

事務権限の性質や内容に応じて、適切な移譲の方法を選択することとし、分権を進める観点から、できる限り市町村が自らの責任と判断に基づいて処理できるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 2 に定める「条例による事務処理の特例」制度や個別法の規定に基づいて、市町村への権限移譲を進めることとする。

また、地方自治法第 252 条の 14 に基づく事務委託、私法上の事務委託についても、必要に応じて活用していく。

4 権限移譲の相手方

市町村、広域連合及び一部事務組合が移譲事務を処理することができる。

なお、一部事務組合が移譲事務を処理する場合には、組合を構成する各市町村に対して権限移譲を行うとともに、組合規約を改正することにより処理が可能となる。

5 権限移譲の進め方

(1) 市町村ごとのプログラムの策定

計画策定後、市町村ごとに協議を行い、移譲の希望、移譲年度、研修の方法などについて、計画期間中における具体的なプログラムを策定し、十分な準備期間を設けながら、円滑かつ着実に権限移譲を進めていくこととする。

(2) 人口規模に応じた権限移譲

住民に身近な市町村において総合的に行政サービスの提供が行われるよう、できる限り細分野ごとに包括的な形での移譲を進めていくものであるが、特に、専門技術を有する職員の配置が必要な事務権限などは、市町村の職員体制や効率性

に配慮する必要があることから、事務権限の性質や内容によっては、人口規模などによる区分を設けることにより、市町村の規模・体制に応じて権限移譲を進めていくこととする。

(3) 市町村との合意に基づく権限移譲

プログラムの策定にあたっては、市町村において具体的に検討を行うために、基礎資料や先進事例の実施状況などの情報を提供するほか、事務権限の性質や内容に応じて説明会を行った上で、市町村との合意のもとに策定していくこととする。

(4) 権限移譲に伴う財源の措置

市町村における事務権限の執行に要する経費として、市町村事務処理交付金により、その財源について所要額を措置する。

なお、社会福祉法に基づく福祉事務所の設置や建築基準法に基づく特定行政庁の設置など、個別法に基づく権限移譲については、地方交付税の措置による。

(5) 人的支援等について

市町村と県は、事務権限の性質や内容に応じて、職員の相互交流、市町村への技術専門職員等の派遣、市町村から県への研修職員の受入れ制度を活用しながら、円滑な権限移譲と市町村における事務権限の定着を図ることとする。

(6) 移譲事務の円滑な移行

プログラムで定める事務権限ごとの移譲年度に合わせて、事務処理マニュアル等の提供、台帳の整備や事務権限の性質と内容に応じた技術等の習得のための研修を早期から段階的に行うことにより、計画的で効果的な引継ぎを進めていく。

(7) 移譲後における適正な事務処理の確保

市町村と県は、移譲事務の遂行状況を定期的に確認、検証していくほか、県では、随時の相談に対応するとともに、事務権限の性質や内容に応じて定期的な研修等の実施などにより、ノウハウの維持やスキルの向上に努めることにより、市町村における適正な事務処理の確保を図る。

また、市町村においても、専門的な知識を要する事務権限などについては、職員の配置や養成などに配慮することとする。

6 権限移譲の手続

(1) 市町村と県による協議組織

計画策定後、平成20年度中に市町村ごとに県との協議組織を設置し、プログラムを策定することとする。協議組織は、広域振興局等を中心に整備する。また、事務の性質や内容に応じて、本庁所管課においても、広域振興局等と連携しながら説明等を効果的に実施するなど支援する。

(2) 意向確認の方法

プログラムを策定し、条例による事務処理特例制度により権限移譲を行うこととされた事務権限については、移譲予定年度の前年度中に、改めて文書協議（地方自治法第252条の17の2第2項）を行い、市町村の意向を再確認する。

(3) 事務処理の特例に関する条例の改正の時期

市町村における体制整備などの必要性から、県では、原則として、県議会12月定例会において、事務処理の特例に関する条例の改正手続を進める。

なお、移譲の時期は、年度当初を原則とするが、円滑な移譲を進めるうえで必要な場合などには、年度途中での移譲にもできる限り対応する。

(4) 市町村の受入準備（事前研修、規定類の整備、住民への周知、事務引継）

市町村においては、権限移譲にあわせて、条例等の規定類の整備や住民・団体への周知を進めるとともに、県本庁・振興局は、円滑な事務の移行のために、早い段階から効果的な事前研修や市町村における規定類の整備への必要な支援を行うこととする。

(5) 市町村事務処理交付金の交付

市町村における事務処理に要した経費の財源について、市町村からの事務処理実績の報告に基づき、市町村事務処理交付金として交付する。

なお、実績報告における処理件数等のカウントは、暦年で行うこととし、当該年度分として交付金を交付する。

7 権限移譲に伴う財源措置

条例による事務処理の特例による権限移譲に伴い、市町村における事務の執行に要する経費として、地方財政法第28条及び事務処理の特例に関する条例第4条の規定に基づき、市町村事務処理交付金を該当市町村に交付する。

(1) 市町村事務処理交付金

市町村事務処理交付金は、個別の事務それぞれについて、県における標準的な処理状況を踏まえて、以下の基礎単価により、1件当たりの事務処理に要する単価を設定し、市町村からの実績報告に基づく事務処理の実績件数を乗じて積算のうえ交付する。

【参考：平成20年度財源措置単価】

- ・ 人件費 1時間あたり 4,142円

《算出方法》

(H19年度地方交付税市町村職員A単価) + (寒冷地手当相当額)

=8,558,580円 + 54,740円 = 8,613,320円

8,723,964円 ÷ (52週 × 40時間) ≒ 4,142円 (1時間あたり)

- ・ 燃料費 (ガソリン代等) 1回あたり 388円
- ・ 消耗品費 (申請書用紙等) 1件あたり 39円~77円
- ・ 電話料 1件あたり 26円
- ・ 郵便料 (封書切手代) 通信1回あたり 80円

※ 上記の他、旅券窓口交付端末機購入費用、県農業会議への諮問のための出張旅費、知的・身体障害者相談員の委嘱に伴う報償費、道路改良・維持修繕に要する事業費など、事業の実施に伴い必要となる経費について、所要額を交付。

※ 屋外広告物の簡易除却など、処理件数の算出が困難な事務などについては、上記方法によらず、定額により交付金を交付。

(2) 初年度調整費の交付

新たに権限移譲した事務について、市町村では関係書籍等の購入、申請用紙等の印刷、事前研修などの準備が必要になることから、それに要する経費を初年度調整費として、1法令事務につき、定額で2万円を交付する。

また、市町村合併により支所を設置する場合は、事務を行う支所の数に応じて、初年度調整費を交付する。

(3) 手数料収入がある事務の財源措置

手数料収入がある事務は、移譲している個別の事務の内容に応じて決める。なお、これに伴い、市町村では手数料条例等の改正が必要となる。

8 人的支援について

専門的な技術や知識を有する職員の配置を要し、短期間での人材育成が困難な事務権限などについては、市町村と合意のうえで、次のとおり人的支援を行なう。

(1) 広域振興局等と市町村職員との相互交流制度の活用

専門的知識・技術を有する職員の配置を要する事務権限などの移譲にあたって、市町村と広域振興局等との協議に基づき、移譲する事務の内容や時期に応じて、広域振興局等と市町村職員との相互交流制度を活用した人的支援を行う。

○根拠 広域振興局及び市町村職員相互交流実施要綱

【実施状況】

平成 18 年度に一関市と一関総合支局間において、20 人の職員交流が行われたが、移譲事務の定着のみならず、市と県の職員による相互理解とパートナーシップが形成されるなど、職員の連携による新たな取組みにもつながっている。

相互交流制度は、権限移譲のみならず、人材育成を目的として活用することが可能であり、柔軟で効果的な運用が期待される。

(2) ポイント式一括移譲制度の活用

市町村における移譲事務の円滑な実施と市町村の行政基盤の強化を支援することを目的として、市町村と広域振興局等との合意に基づき、ポイント式一括移譲制度を活用した人的支援を行う。

○根拠 権限移譲に伴う県職員の市町村派遣実施要綱

【実施状況】

専門性が求められる事務についても、県職員の派遣により、移譲当初からの円滑な事務処理が可能となっており、市町村においても、派遣終了時までには担当職員の育成と体制整備が図られる。

なお、県においても、専門性を有する派遣職員の確保に対応するため、全庁的な調整を行ったうえでの計画的な職員派遣が必要となっている。

(3) 市町村研修職員制度

様々な事例への専門的・技術的な対応が求められる事務権限の移譲にあたって、市町村との合意に基づき、市町村研修職員制度を活用した人的支援を行う。

○根拠 市町村研修職員要綱

【実施状況】

研修職員は、県組織において、一定期間、様々な事例を経験することにより、マニュアル等だけでは伝達が困難なノウハウなどについても、幅広く習得することが可能となり、効果的に人材育成が図られる。

9 適正な事務処理確保のための支援

移譲先の市町村では、権限が移譲された日から、適正に事務を執行しなければならないことから、県としては、移譲の前後において、次のとおり支援を行い、適正に事務処理が進められるよう万全を期す。

(1) 事務処理マニュアル等の提供

事務の引継ぎにあたっては、事務処理マニュアル等を提供する。

(2) 規則等の整備における支援

権限移譲に伴い、市町村が制定することとなる規則等の整備にあたっては、県における整備状況に基づき、必要な助言・協力を行う。

(3) 事務引継・事前研修の実施（実地研修・OJTの実施）

権限移譲に伴う事務の引継ぎのほか、事務の内容に応じて、移譲前年度の早い時期から実地研修やOJTを実施するなど、県（振興局）・市町村の担当者間において、効果的に事務の引継ぎを進める。

(4) 移譲後の随時の相談対応

移譲後においても、県と市町村の連絡体制を密にし、事務処理に疑義等が生じた場合における相談・助言を行い、市町村における適正な事務処理の確保を支援する。

(5) 定期的な研修の実施

県の出先機関や市町村の担当職員を対象に研修会やケーススタディなどを実施し、法改正等の情報共有や、移譲先の市町村におけるスキルの向上とノウハウの維持に努める。

(6) 移譲事務の評価と検証

移譲事務については、その効果や移譲方法などの検証を行い、必要に応じて事務フローや交付金単価等の見直しを行う。

なお、制度上の制限などにより、権限移譲の障害となっている事項については、制度改正などを国に対して要望していく。

10 今後の検討事項

権限移譲の推進に併せて、市町村と県が連携・協力をすることで、市町村の行政基盤の強化や住民本位の行政サービスの質をさらに高めていく方策として、次の事項について、検討を行っていく。

(1) 専門職員の効率的な確保・配置

専門性の高い事務権限が円滑に定着するよう、例えば、県の専門技術職員を1つの市町村に一定の期間駐在させ、隣接する複数の移譲先市町村への支援・助言も担当するなど、複数の市町村と県が事務権限を共同で担うことなどについて、検討を行っていく。

(2) 県職員短期派遣制度

市町村の自治力向上に向けた取組みに対する支援制度として、県と市町村において共通している課題などについて、スキルを有する県職員を短期間派遣し、課題解決のための支援を行なう方策について、検討を行っていく。

(3) 市町村・県組織のワンフロア化

地域における行政サービスの提供方法として、市町村と県（振興局）の組織・職員が同一施設内で協力して執務を行うことにより、住民へのワンストップサービスの実現や市町村と県の連携による一体的な行政サービスの提供が期待される。今後、その具体的な活用策について検討を行っていく。

【実施例】

遠野市では、効率的・効果的な社会資本整備を進めるとともに、住民の多様なニーズに一体的かつ的確に対応する体制を構築するため、平成18年度から、市地域整備部が遠野地区合同庁舎に移転し、遠野土木センターと同一施設内で業務を行っている。

参考 関係法令

1 条例による事務処理の特例制度

① 地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(是正の要求等の特例)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であっても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第十三項の規定は適用しない。

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。

6 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会」と読み替えるものとする

2 事務処理に要する経費の措置

① 地方財政法

(都道府県がその事務を市町村等が行うこととする場合の経費)

第二十八条 都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

② 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例

(県の事務を市町村が処理することとする場合の経費)

第4条 県は、県の事務を市町村が行うこととする場合においては、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じるものとする。

岩手県権限移譲等推進計画

(各行政分野の市町村と県の役割分担の考え方)

1	地域振興・総務分野	1
2	環境生活分野	3
3	保健福祉分野	6
4	商工労働観光分野	10
5	農林水産分野	13
6	県土整備分野	16
7	教育分野	18

1 地域振興・総務分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 市町村内の区域変更について

市町村内の区域変更に関する事務については、県及び市町村を通じた事務の効率化の観点から、県への届出事務を廃止し、市町村が担うのが望ましい。（地方自治法）

(2) 特定非営利活動法人（NPO）の認証事務について

県が所轄庁となっている法人のうち、同一の市町村の区域内のみに事務所を設置する法人の設立認証等の事務は、行政サービスの利便性向上の観点から、その市町村が担うのが望ましい。（特定非営利活動促進法）

(3) 一般旅券の発給について

一般旅券の発給のうち、申請受理及び交付に関する事務は、現在、申請者は市町村で戸籍を取得し、県（広域振興局等）で手続を行っているが、行政サービスの利便性向上の観点から、市町村が担うのが望ましい。（旅券法）

(4) 産業保安事務について

火薬類取締、液化石油ガスの保安等産業保安事務のうち、その規制の効果が市町村の区域内で完結するものについては、行政サービスの利便性向上の観点から、市町村が担うのが望ましい。（火薬類取締法、武器等製造法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法 ほか）

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 地域振興（地域づくり）行政分野

市町村は、住民の主体的な参画と協働により地域コミュニティ対策をはじめとした地域づくりを行う。県は、市町村の地域づくりに必要な情報提供、広域的な視点での人材育成等を行う。

(2) 地域公共交通行政分野

市町村は、「まちづくり」の視点で、住民の意向を踏まえながら総合的に地域公共交通を検討・整備する。県は、市町村の地域公共交通の検討・整備に必要な情報提供等の支援を行う。また、三陸鉄道及びI G Rいわて銀河鉄道の維持については、県と関係市町村が連携して取り組む。

(3) 国際行政分野

市町村は、区域内に在住する外国人に対する生活支援など多文化共生を推進するとともに、地域の実情を踏まえた国際交流・協力を行う。県は、全県的視野からの先

導的事業等を行うとともに、岩手県国際交流協会への支援を通じて、市町村の区域内の民間団体等に対する支援を行う。

(4) 情報通信行政分野

市町村は、民間通信事業者によるブロードバンド環境等の整備が及ばない地域について、住民ニーズを踏まえながら整備を行う。県は、市町村のブロードバンド環境等の整備に必要な情報提供等の支援を行う。なお、国策として進められた地上デジタル放送への対応については、国が責任を持って地域の支援に取り組むべきである。

(5) 私立学校行政分野

県は、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校法人に対する認可等を行うとともに、所轄の学校法人に対する運営費等の補助を行う。市町村は、私立幼稚園に対する就園奨励のための補助を行う。

2 環境生活分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

環境保全対策や廃棄物対策等の環境行政については、影響が広域に渡ることから、県は、計画や指針及び基準の設定等の事務を行い、住民に身近で地域内で完結する事務については、効果的で迅速な対応が可能となることから、地域の実情に精通している市町村が担うことが望ましいと考える。

なお、事務の執行に当たり、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要となる事務が多くあることから、事務権限の移譲に当たっては、市町村の規模や職員体制を考慮するとともに、段階的な移譲を進めるなどの方法を検討していく。

また、職員派遣や人事交流、権限移譲後の支援・指導についても、市町村の規模や職員体制を考慮しながら適切に対応していくこととする。

(1) 公害防止及び化学物質対策

「工場や事業場などから排出される汚水やばい煙、粉じんなどの規制」あるいは、「騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定等」について、県は、基準の設定や全県の状況把握を行い、規制及び監視などの地域完結型の事務については、地域に密着した事務であり、地域の実情に精通し、住民からの環境保全要望に対して主体的かつ迅速な対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。

「ダイオキシン類を排出する施設を有する事業者への規制や監督」、あるいは、「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質に係る事業者への規制や監督」などの地域完結型の事務については、地域に密着した事務であり、地域の実情に精通し、住民からの環境保全要望に対して主体的かつ迅速な対応が期待できることから市町村が担い、県は、市町村における監視への助言を行うのが望ましい。

ただし、その実施に当たっては、複数の化学系職員を配置し、専門的知識や技術を蓄積・継承する体制が必要であることから、人口が概ね 10 万人以上の自治体に移譲を進める。

なお、人口規模が 10 万人未満であっても、同様の体制を構築できる自治体は、移譲の対象とする。

(2) 土地利用

県は、土地利用基本計画等の計画策定を行い、住民を対象とした届出事務については、土地の現状等を把握している市町村が担うことが望ましい。

(3) 物価対策

「物資の買占め及び売り惜しみが行われるおそれがある場合」や「価格が異常に高騰し又は高騰するおそれがある場合」に、国が緊急的に指定した特定物資に係る調査等について、県は、複数の市町村で活動する販売業者（小売業を除く。）に係る事務を行い、小売業者及び当該市町村でのみ活動する販売業者に係る事務については、地域の実情に精通していることで、速やかな対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。

(4) 水道

県は、水道事業の経営認可及び計画の策定を行い、専用水道に関する布設工事着手前の確認及び簡易専用水道に関する給水停止命令等の事務については、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。

(5) 廃棄物

県は、産業廃棄物に係る計画策定、規制・監督事務及び一般廃棄物処理施設に係る規制・監督事務を行い、一般廃棄物についての計画策定、処理事業及び規制・監督事務は市町村が行っているが、産業廃棄物処理等の指導監督については、関係施設等が設置されることにより環境への影響を受ける市町村にも、施設や業者への立入調査権限を付与し、当面、県と共同で事務処理を行うことが望ましい。

(6) 浄化槽

県は、保守点検業者の登録及び水質検査機関の指定を行い、浄化槽の設置届出受理の事務については、住民に身近な事務であることから、市町村が担うことが望ましい。

(7) 採石、砂利採取

県は、採取業者の登録事務を行い、採取場の認可及び監督等の事務については、地域内で完結する事務であることから、一定の条件（地形の現況図や計画図等の判読ができる職員の配置）を満たす市町村が担うことが望ましいが、採取場の数が少なく、事務が非効率になる場合には、従前どおり県が担うこととする。

(8) 鳥獣保護

県は、全県を対象とする計画策定や複数市町村間の調整事務及び狩猟免許に関する事務を行い、全県的な個体数管理の必要のない有害鳥獣の捕獲の許可に関する事務は、住民に身近な市町村が担うことが望ましい。

(9) 自然公園

県は、公園内の特別地域・特別保護地区などの指定及び行為の許可を行い、公園内の行為の届出の受理については、申請者の利便性が向上するとともに、迅速な対応が可能になることから、市町村が担うことが望ましい。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 県民生活安全及び交通安全

「犯罪のない安全安心なまちづくり」や「交通安全対策」に関する普及啓発については、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域における住民の意識の高揚や防犯団体の支援を担い、県は、広域性、専門性の観点から市町村の支援や計画・指針の策定、県民運動等を行っており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(2) 消費生活

「住民からの消費生活に関する相談対応業務」については、現在、県及び一部の市が相談業務を実施しているが、地域住民に身近な市町村が第一的な窓口となることにより、住民の利便性が向上することから、市町村が体制整備を図りながら消費生活相談窓口を設置して、住民からの相談を受け付け、県は、市町村への助言や高度又は広域的かつ専門性の高いものを対象として処理するのが望ましい。

(3) 地球温暖化対策

「本県における温室効果ガスの排出抑制に関する普及啓発」について、市町村においては、地球温暖化対策地域協議会等の組織化支援などにより、地域に密着した普及啓発等を推進し、県においては、市町村やNPOとの協働により、全県的な取組みを展開しており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(4) エネルギー確保対策

「風力やバイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入促進」について、市町村は、それぞれの地域特性に応じた新エネルギーの利活用や導入に取り組み、県は、県民・事業所への普及啓発や情報提供、市町村の取組みの支援を行っており、引き続き連携を強化して取り組んでいく。

(5) 青少年対策及び男女共同参画

「青少年対策」や「男女共同参画」に関する普及啓発について、国、県、市町村がそれぞれの区域に応じた取組みを行っており、今後も一層の機運の醸成が必要であることから、引き続きNPOや関係団体との連携協力を強めながら、現状の役割分担を進めていく。

3 保健福祉分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 保健分野について

平成9年に改正された地域保健法等において、市町村においては住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービス（母子、老人、精神保健や各種健康診査等）を実施し、県（保健所）においては広域的、専門的、技術的拠点としての機能強化（感染症、難病、精神科救急、食品衛生、生活衛生等）を図るものとされ、次表のとおり整理されている。

区分	責務（地域保健法第3条）	具体的な役割（例）
市町村	①必要な施設整備、②人材確保・資質向上等	①市町村保健センター設置 ②保健所設置（中核市等）
都道府県	①必要な施設整備、②人材確保・資質向上、 ③調査研究、④市町村に対する技術的援助	①保健所設置、②精神保健センター設置、③衛生研究所設置
国	①情報収集・整理・活用、②調査研究、 ③人材養成・資質向上、④市町村・都道府県 に対する技術的援助及び財政的援助	①施策展開例の収集・提供、②全国的な調査研究、③保健師等養成・リーダー研修、④必要な助言

しかし、個別的な分野においては住民に身近なサービスが全て市町村に移管されているわけでは必ずしもなく、次表に掲げるようにより一層の役割分担の見直し（市町村への移管）が必要。

国	各種地域保健制度の設計、指針等の提示、全国的な調査研究等
県	①県型保健所設置による専門的保健サービス提供 ②専門的・広域的な保健衛生の研究、研修センター設置 ③人材確保・資質向上支援、調査研究、市町村等支援
市町村	①保健センターにおける 一部の専門的な保健サービスの実施【市町村への権限移譲・事務委託】 （特定疾患医療受給者証交付申請の受理、精神通院医療受給者証の発行、未熟児訪問、育成医療申請受理等） ②中核市等における 保健所設置【市町村への権限移譲】 （地域保健法施行令の改正が必要。現行の地域保健基本指針上は人口30万人以上が要件）

なお、これまで国全体として進められてきた地域保健法改正、介護保険制度創設、医療制度改革等を受け、市町村においては業務量が非常に増加しており、特に小規模町村においては、現在の業務すら対応困難な状況がある。

また、地域保健分野においては、特に医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等の資格要件が必要な業務が多く、対人サービス業務として、マンパワーに頼る面が大きい分野であるだけに、今後、こうした専門職の確保、育成と、十分に業務を遂行するための財源確保が大きな課題として浮き彫りとなっている。

これら医師、獣医師等の専門職確保や、質の確保・向上のためのローテーションの困難性のほか、県が業務を担う場合と市町村が担う場合の行政の効率性の観点から、市町村がフルセットで保健所を設置するよりも、県で引き続き保健衛生分野を担うべきとの強い意見もあったことから、保健所設置を含む地域保健全般については、当面、合併等により中核市又は人口 30 万人に近い市が誕生する場合を想定する。

また、個別的サービス分野については、住民の利便性向上を中心にしながらも、配置が必要な専門職の状況を勘案し、現状で最も妥当と考えられる役割分担とする。

具体的な項目については次のとおり。

ア 地域保健

保健所設置（人口 30 万人に近い中核市相当の市）。ただし、現状では、人口 15 万人を超える市は盛岡市以外にはないこと。

イ 健康増進

特定給食施設に対する指導検査、国民健康・栄養調査の実施（市町村）。ただし、医師又は管理栄養士の配置が必要。

ウ 精神保健

精神通院医療の支給認定、受給者証交付事務等（市町村）

エ 母子保健

市町村における次の事務の実施

- ① 低体重児、未熟児の訪問指導、養育医療申請書の受付
- ② 18 歳未満の障害児に対する育成医療申請書の受付

(2) 医療分野について

医療法等において、次表のように都道府県の役割が大きく位置づけられており、保健及び福祉の分野と異なるところである。

区分	責務（医療法第 1 条の 3）	具体的な役割（例）
市町村	（国、地方公共団体）良質かつ適切・効率的な医療提供体制の確保	①医療監視（保健所設置市）
都道府県		①医療監視、②医療計画策定・推進、③医療審議会、④医療安全確保、⑤医療連携体制構築、⑥医療従事者確保
国		①医療提供体制確保基本方針

このような中で、次のような各種医療関連従事者免許については、住民の利便性向上の観点から届出、申請の受理事務の市町村への移管が望ましい。

ア 厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、薬剤師等

イ 都道府県知事免許

准看護師、栄養士、調理師等

ただし、医療関連従事者免許の最終審査、台帳登録、免許証発行自体については、国又は県において処理せざるを得ない事務であるため、市町村に受理事務を移管するメリットは住民の利便性向上のみであり、県及び市町村の事務の効率化につながるものではないことに留意する必要がある。

(3) 福祉分野について

平成 12 年までの社会福祉構造改革を受け、老人福祉、介護保険、障害者福祉、児童福祉等、多くの地域福祉の権限、業務の実施主体は、個別法において市町村に移管されている。

なお、社会福祉法においては、次表のように大まかな役割分担が定められている。

区 分	責務 (社会福祉法第 6 条)	具体的な役割 (例)
市 町 村	(国、地方公共団体) 福祉サービス提供体制確保、適切な利用の推進	①福祉事務所設置 (市) ②社福法人所管 (中核市) ③社会福祉事業経営、地域福祉計画 (市町村)
都 道 府 県		①福祉事務所設置、②社福法人所管、③社会福祉事業許認可等、④社会福祉事業従事者確保、⑤福祉人材センター設置、⑥地域福祉支援計画
国		①社会福祉事業従事者確保等基本指針、②中央福祉人材センター設置、③福利厚生センター設置

個々の事務についてみると、市においては福祉事務所を設置し、生活保護業務等を実施しているのに対し、町村部については県の福祉事務所が所管しているなどの例があり、住民に身近な行政サービスの提供という観点から、次に掲げる具体的事務についての(市)町村への移管など、役割分担の更なる見直しが必要と考えられる。

ア 生活保護 (福祉事務所設置)

町村による生活保護業務の実施 (次表のとおり)

国	生活保護の基準設定、県に対する指導監督
県	①生活保護の実施機関(市町村福祉事務所)に対する指導監督、人材育成 ② 町村部につき近隣市への事務委託による保護の実施
市	保護の実施
町 村	福祉事務所設置による保護の実施 (一部事務組合設立等も検討) 【町村への権限移譲】

町村部における福祉事務所設置については、設置する町村側の人材確保と財源の担保が大きな課題である。また、近隣市への委託については、関係市町村の合意や委託財源の確保が重要であり、一つの方向としてさらなる検討が必要である。

イ 障害者福祉

- ① 特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給決定 (町村)
- ② 障害者相談員の委嘱 (市町村)

なお、社会福祉法人や各種社会福祉施設の許認可、事業者指定、指導監督等に関しては、①老人福祉法、児童福祉法等の規定による社会福祉施設等の許認可権限、②介護保険法、障害者自立支援法による事業者指定、指導監督等の権限、③社会福祉法、医療法等の法人に関する許認可、指導権限について、それぞれ整合性、一体性を確保すべきとの意見が強く、市町村の役割として位置づけるには時期尚早と考えられる。

については、今後の主要な検討課題として位置づけることとする。

また、今後市町村に移管となる業務について、可能な限り市町村間の業務水準を平準化していくことが必要であり、県としてどういう面で、どれだけ市町村をバックアップ（コンサルティング）すべきかについて、権限移譲を進める中で検討が必要との意見も強い。

具体的な手法としては、市町村担当職員の育成・研修制度の充実、県と市町村又は市町村間の人事交流の仕組みのほか、支援する県側の職員について3年程度の短期間での人事異動を再考するなど、スペシャリストとしての役割を期待する意見が上げられている。

2 主要な政策に関する役割分担

○ 難病対策（特定疾患医療受給者証認定申請受付）

法令ではなく、国の要綱に基づく事業として実施されている、医療費負担の軽減等福祉施策的な要素の強い事業である。

特定疾患医療受給者証交付申請書の受付については、患者の利便性の面、市町村施策との連動（在宅支援の総合的实施）という両面から、市町村が実施することが望ましいこと。（認定、交付及び医療費支給は県）

ただし、①事務処理体制やコスト面での条件整備、②個人情報保護保護の観点（市町村に知られたくないという心情への配慮）、③療養支援を保健所が行うための患者情報の共有等の課題について整理検討する必要がある。

4 商工労働観光分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 中小企業団体の組織に関する法律、中小企業等協同組合法

国	一部業種に係る組合（財務大臣及び国土交通大臣所管関係）及び地区が一つの都道府県の区域を越える組合を所管する。
県	岩手県中小企業団体中央会の所管、県内中小企業等組合の状況の把握、市町村への情報提供を実施するとともに、市町村を跨る事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会並びに火災共済協同組合、商工組合、商工組合連合会を所管する。
市町村	地区が一の市町村の区域を越えない事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに企業組合及び協業組合を所管する。
産業支援機関等	岩手県中小企業団体中央会が、県・市町村と連携して、中小企業組合の指導・育成を行う。

(2) 中小小売商業振興法・施行令

国	中小小売商業振興指針の策定・変更、高度化事業計画のうち連鎖化事業計画及び電子計算機利用経営管理計画の認定、変更の認定及び認定の取消し、高度化事業等に必要な資金の確保及び融通の斡旋を行う。
県	以下の事務を行う市町村に助言するとともに、県の融資を伴うもの等、市町村で事務が完結しないものについては、県が中心となって事務を行う。
市町村	高度化事業計画のうち、商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定、変更の認定及び認定の取消しを行う。 なお、市町村内で完結する事業計画である性格上、効率的に認定事務を行うには全市町村において現在の県の事務を行うことが望ましい。

(3) 商工会議所法、商工会法

商工会議所、商工会は地域の総合的経済団体であり、それぞれの根拠法により、活動地域も市町村内に限られるため、商工会議所、商工会の指導は市町村が行うのが望ましく、国、県及び市町村の役割分担は、以下のとおりとするのが適当と考えられる。

国	全国統一的に扱うのが適当な商工会議所における国際的業務（輸出品の原産地証明）の指導監督を担うに止め、現在持っている権限を県にすべて移譲する。
県	国から移譲される権限も含めて現在持っている権限を市町村にすべて移譲し、商工団体の県組織（商工会連合会、商工会議所連合会）との協力等による広域的な支援の役割を担う。
市町村	県からの権限移譲を受け、商工会議所、商工会等の指導監督を行う。

ただし、許認可権限が付与されることにより、行政庁への従属性が強くなるおそれが生じるとともに、商工会議所法の運用が、まちまちになり全国的に統一した水準の維持が困難になることを理由として、県から市町村への権限移譲はもとより、これ以上国から都道府県への権限移譲は進めるべきではないとの強い意見がある。

(4) 工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

県	市町村から必要な情報を得ながら、広域的な見地からの調整を行う。
市町村	工場立地に係る届出の受理等の手続を市町村が行い、市町村内の企業活動の状況を把握し、工場の新設、増設が周辺の環境と調和しながら適正に行われるよう配慮する。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 産業振興(ものづくり)

国	全国一律のサービスや規制、諸外国との調整等を行う。	
県	市町村域を跨る調整や県境を越えた広域連携等を行う。	個別の企業支援は極力地域(県・市町村)が行う。
市町村	個別企業の支援等を行う。	

※ 市町村のみが産業振興を行うのは限界があり、特に工業(ものづくり)系の産業振興については、広域で行う。

(2) 産業振興(商業まちづくり)

「商業振興」は幅広く「まちづくり」の観点から対応すべき課題であり、「まちづくり」は地域政策課題であることから、財源、権限、政策立案は「地域起点」とする必要がある。

国	「まちづくり」のベースとなる土地利用法制など、基幹的的制度部分を担う。
県	県は、俯瞰的・広域的観点からの調整・政策立案、市町村への政策立案支援(地域課題の分析、将来課題など問題提起、対応方途提案等)の役割を担う。
市町村	商工団体と連携して、地域に応じた政策立案・実施を担い、「まちづくり」の観点から主体的ビジョンを定め、「供給者」サイドに偏らない「生活者」視点で施策を立案・実施する。

(3) 中小企業振興

国	基幹的法制度の整備、運用を行う。
県	国の政策に基づき、地域的特徴を踏まえた中小企業支援を実施する。
市町村	関係中小企業支援団体や商工団体等と連携を図り、地域産業振興(中小企業支援)に取り組む。
産業支援機関等	(財)いわて産業振興センターが広域的な支援を集中的・効率的に行っていくとともに、広域・専門的な支援機能を有する商工団体の法的役割を活用する。

(4) 観光

国	サービス効果が全国に波及する事務や、国で実施する方が効果的、効率的な事務を行う。
県	市町村の区域を越えるサービス、県が実施することが効率的・効果的な事務を行う。(県は市町村の動きを誘導・支援していく)
市町村	地域の民間事業者にも最も身近な行政機関として、官民協働で地域ぐるみの観光地づくりを推進していく。
(財)岩手県観光協会	国内を中心に観光宣伝等を行っている岩手県観光協会が、主体的に外国人観光客の誘致や他県連携等を実施していく。

※ 広域的な観光（産業）振興戦略の策定、情報発信、誘客活動の実施については、市町村を中心としながら、広域振興局や地方振興局が、民間の観光関係業者等と一体となって取り組む必要がある。

(5) 労働（労働）

国	関係法令に基づく指導・監督や、全国的に統一した基準・運用で行うべき労働行政を行う。
県	国からの権限移譲を受け、地域における労働行政の主体として、関係機関と連携しながら、労働基準行政、雇用均等行政を行う。
市町村	市町村は、それぞれ固有の労働問題を行う。

(6) 労働（職業安定）

国	全国一律のサービス水準が必要な職業紹介業務について、ネットワークを構築・提供する。
県	国からの権限移譲を受け、地域住民を対象とする職業紹介業務を行う。
市町村	効果が地域に限定される業務（出稼ぎ労働者援護等）を引き続き行う。

(7) 労働（職業能力開発）

国	全国一律のサービスではなく、地域事情を考慮、反映した施策を実施する県・市町村の支援を行う。
県	引き続き特定の者（障害者等）を対象とした能力開発を実施。

※ 「2 主要な政策に関する役割分担」について、以下の意見あり。

- ・ 産業振興施策は、県固有のもの、市町村固有のものがあり、それぞれの求める役割が自ずと異なることから、単に現場に近いから市町村に権限を移譲するのではなく、それぞれの役割を踏まえ、現実の中で最も効果が上がる仕組みを構築すべき。
- ・ 市町村への権限移譲とは別に、県として産業振興施策の遂行上必要な場合に関与できる権限を留保しておくことが必要。
- ・ 商工団体は、産業振興行政の一端を担っており、県や国の行政を遂行するにあたって不可欠の組織であることから、行政上必要な時には県の権限移譲を受ける仕組みにしておくことが必要。
- ・ 市町村に商工団体の指導、商工業行政に係る権限移譲を行う場合は、十分な支援（人材・ノウハウ資金等）が必要。

5 農林水産分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 生産振興に関する許認可事務

市町村は、地域内で完結する生産振興に関する許認可事務のうち、国との協議を必要としない事務で、市町村の振興施策と密接に関係する事務や生産者の利便性が向上する事務を担うことが望ましい。

県は、高度に専門的・技術的な判断や国との協議が必要な事務、広域的に処理する必要がある事務を担う。

○ エコファーマーの計画認定等に関する事務

現在、県は、エコファーマーの計画認定に必要な県指針の策定、エコファーマーの計画認定（取消し）、取組み状況の報告の徴収、移譲市町村への認定に係る技術的支援等の事務を担い、エコファーマーの計画認定、取組み状況の報告の徴収に関する事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に移譲を拡大することが望ましい。

(2) 土地の利用調整等に関する事務

市町村は、地域内で完結する土地の利用調整等に関する事務のうち、研修等を通じて専門的な知識や技術の習得により対応可能な事務で、市町村の主体性・自立性が高まる、事務処理の効率化が図られる、生産者の利便性が向上する事務を担うことが望ましい。

県は、市町村を越えた土地の利用調整や一定規模以上の土地の利用調整を担う。

① 農地転用に関する事務

現在、県は、4ha以下の農地転用の許可を担い、2ha以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、国から県への4ha超の農地転用許可権限の移譲を前提として、4ha以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げることが望ましい。

② 土地改良区、農協が行う土地改良事業計画認可等に関する事務

現在、県は、市町村営、土地改良区営、農協等営の土地改良事業計画認可等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村へ順次事務の移譲を進めることが望ましい。

③ 土地改良区等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務

現在、県は、県営、市町村営、土地改良区営、農協等営の土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

④ 森林内での開発行為に関する事務

現在、県は、森林内での開発行為に関し、10ha 以上及び市町村の区域を越えた場合並びに市町村の区域内で完結する 10ha 未満の許可、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する 10ha 未満の許可、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

⑤ 保安林内での間伐に関する事務

現在、県は、保安林の指定及び解除、伐採届出者への技術的指導、違法行為への監督処分・行政指導、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出等に関する事務を担い、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが望ましい。

2 主要な政策に関する役割分担

(1) 農林水産業をリードする経営体の育成

市町村は、地域内の経営体の育成・確保に向けた支援などを担うことが望ましい。
県は、経営体の経営能力の向上や市町村・団体等の取組みの支援、生産基盤の整備等を推進する。

(2) 生産性・市場性の高い農林水産物産地の形成

市町村は、地域内の産地づくり施策の立案、施設整備・施設整備への支援、生産者の日常的な指導や支援などを担うことが望ましい。
県は、市町村や団体等と連携し、産地づくり戦略の策定、高度技術等の開発・普及、産地間のコーディネート、生産基盤整備等を推進する。

(3) 消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大

市町村は、地域内の生産者や団体が行う、産地イメージアップや地域食材の安定供給のための地域内ネットワーク形成などの支援を担うことが望ましい。

県は、市町村や団体等と連携し、民間ノウハウを活用した商談機会の拡充や、関連産業との連携の強化等により、生産者等の取組みを支援するとともに、川上と川下のネットワーク化による安定的な木材の供給体制の整備を支援する。

6 県土整備分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担（主に「公物管理」に係る事務）

(1) 道路分野について

「道路分野」については、国民の生活や社会経済活動を支えるために基盤の整備・管理を適切に行う観点から、現行の「道路の位置付け」に基づく国、県、市町村の役割分担（管理責任）が妥当であると考えます。ただし、現在、市町村合併が進み、路線の全区間が同一市町村に存する県道が増加していることから、今後、道路ネットワークの見直しを進め、国道・県道・市町村道の再編を検討する必要があります。

○「道路の位置付け」（道路法第5条、第7条、第8条）

国 道 - 高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路で政令で指定。

県 道 - 地方的な幹線道路網を構成する道路で知事が認定

市町村道 - 市町村の区域内に存する道路で市町村長が認定

(2) 河川、砂防（地すべり・急傾斜対策含む）、海岸分野について

「河川分野」、「砂防分野」、「海岸分野」については、住民の生命・財産の保護を目的とした基盤の整備・管理を適切に行う観点から、基本的には、現状の役割分担が適当である。

(3) 都市計画分野、下水道分野、住宅対策分野

「都市計画分野」、「下水道分野」、「住宅対策分野」は地域づくりや住民生活に密着した分野であり、出来る限り「市町村」が担っていくことが適当である。

(4) 港湾分野（港湾管理・整備）について

「港湾分野」については、「重要港湾」（久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港）は、「県の物流拠点」としての性格が強く、その面からの利活用を考える上でも県がその役割を担うべきと考える。一方、「地方港湾」（八木港、小本港）については物流の現状や将来の見通しを踏まえ、その役割分担について検討していく。

なお、「県土整備分野」は主に「公物管理」を担っている分野であるが、その中でも、法令上管理権限を移譲できる範囲が限定されるものについては事務処理権限のみの移譲となることから、1つの公物を管理する際に「管理責任を持つ者」と「事務処理権限を持つ者」が存在する状態となり、1つの事業を2つの主体が担うことによる混乱を招かないよう、そのあり方を十分に精査する必要があります。

2 主要な政策に関する役割分担（「1」以外で法令・条例等に基づく事務を含む）

(1) 建設業対策分野について

「建設業対策分野」は、建設業許可、経営事項審査をはじめ、建設業支援においても、市町村の区域を超えて「広域的視点」に基づいた対応が求められることから、これまでどおり、国、都道府県が主体的に処理していくことが望ましいと考える。

(2) 景観対策分野について

「景観対策分野」は地域づくりに密着した分野であり、出来る限り市町村が主体となつて、その事務を担うことが望ましいと考える。

(3) 「建築確認事務」及び「建設工事に係る資材の再資源化対策（建設リサイクル）」について

「建築確認事務」は住民生活に密着した分野であり、また「建設リサイクル」も対象工事が、届出者が在住している市町村で実施されている場合が多く、市町村で事務が完結することにより、その利便性が向上すると考えられる。

なお、いずれの事務の実施についても、法律上、建築主事を配置し特定行政庁となることが必要であることから、市町村における実施体制の整備状況を踏まえながら、移譲を進める必要がある。

※限定特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については「当該市町村長」、その他の市町村の区域については「知事」を「特定行政庁」という。（建築基準法 2 条）特定行政庁には全ての事務権限を持つ「一般特定行政庁」と一部の事務権限を持つ「限定特定行政庁」がある。

一般特定行政庁－岩手県、盛岡市

限定特定行政庁－宮古市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市

7 教育分野

1 法令・条例等に基づく事務権限等の役割分担

(1) 市町村立幼稚園に関する事務

市町村立幼稚園の「設置廃止」や「設置者の変更」の認可等に関する事務については、幼稚園と保育園の連携など、地域の実情に応じた幼児教育が行えるよう市町村への移譲を進める。（学校教育法・施行令）

(2) 文化財に関する事務

文化財に関する事務については、平成 12 年度から許可申請書の経由事務等が市町村に移譲されているが、その他の埋蔵文化財の発掘調査や県指定文化財のなどに関連する事務についても、専門性を確保しつつ市町村への移譲を進める。（文化財保護法・岩手県文化財保護条例）

(3) 社会教育主事に関する事務

社会教育主事の資格認定に関する事務は、社会教育主事のほとんどが市町村職員もしくは地元居住者であるという実態を踏まえ、利便性及び各地域の実情に応じた業務内容に必要な知識や技能という資格要件を考慮し、市町村への移譲を進める。（社会教育法）

(4) 博物館登録等に関する事務

博物館の登録、博物館相当施設指定、私立博物館への指導等に関する事務は、利便性及び各地域の実情を踏まえ、市町村への移譲を進める。（博物館法・施行規則）

(5) 市町村立学校職員の手当等に関する事務

市町村立小中学校職員の手当等に関する事務については、平成 13 年度から扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事務が市町村に移譲されているが、現在においても実質的に現場で担われていることなどから、次のような、その他の認定の必要な手当に関する事務についても、事務手続きの完結性と効率性を高める観点から、市町村への移譲を進める。

- ① 市町村立小中学校職員の単身赴任手当の決定等に関する事務（市町村立学校職員の給与等に関する条例、単身赴任手当に関する規則、寒冷地の額等を定める規則）
- ② 市町村立学校職員の児童手当等の受給資格認定及び額の決定に関する事務（児童手当法・施行規則）

2 主要な政策に関する役割分担

以下の項目について、継続検討

- ① 指導主事や教育事務所のあり方
- ② 市町村立学校県費負担教職員の人事権 など

岩手県権限移譲等推進計画

(移譲対象事務権限一覧表)

1	地域振興・総務分野	1
2	環境生活分野	2
3	保健福祉分野	5
4	商工労働観光分野	8
5	農林水産分野	9
6	県土整備分野	10
7	教育分野	12

○ 「効果分類」欄について

住民視点による権限移譲を進める観点から、各事務権限の移譲による効果を次のとおり分類したものです。

区分	住民視点による効果の分類	内 容
①	近くで手続きができるようになる。	県（振興局）に出向いて行っていた手続きが、市町村でできるようになる。
②	1箇所ですべての業務が済むようになる。	市町村・県でそれぞれ行わなければならなかった手続きが、市役所または町村役場1箇所ですべて済むようになる。
③	対応が早くなる。	これまで市町村が住民から申請を受付けたあとに、県と行っていた協議などが不要となることで、市町村による迅速な対応や処理が可能となる。
④	きめ細かくなる。手厚くなる。	地域の実情などを熟知している市町村において、これまで以上に、きめ細かで質の高い行政サービスの提供を受けられるようになる。
⑤	重複事務の解消 事務の効率化	住民サービスに直接寄与しないが、市町村で実質的に行われていた事務などが、効率化されることにより、他の行政サービスの提供の充実につながる。
⑥	その他	①～⑤以外の効果が想定される場合（一覧表の備考欄に※で掲載）

○ 「対象市町村」欄について

現在、市町村が実際に関与している状況や、既に移譲が行われている市町村での実施状況を踏まえながら、権限移譲の対象となる自治体の区分を設定したものです。今後、市町村ごとに権限移譲を具体化していくプログラムを策定する際に目安とするものです。

なお、求められる専門性や資格者の配置が必要な事務権限については、自治体の職員体制などを踏まえて、人口区分を設けています。

○ 「移譲開始年度」欄について

権限移譲を開始する年度です。具体的な移譲年度は、市町村ごとに定めるプログラムで定められます。

県においても、掲載されている年度以降の移譲が可能となるように準備を進めていくこととします。

なお、今後さらに移譲を進めるために検討が必要なものについては「－」とし、移譲指針で移譲対象としていた事務権限で、当計画においても引き続き権限移譲の対象とするものについては、「20」としています。

1 地域振興・総務分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考	
市町村 行政 財政 運営 への 助言 等	1	新たに生じた土地の確認、町・字の区域（名称）変更に関する事務	地方自治法	届出の受理、告示、関係機関への通知	③⑤	市町村	20		
N P O	2	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	○特定非営利活動促進法 ○特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例	特定非営利活動法人の設立認証、運営監督等	①②	市町村	20	移譲先の市町村では、県条例の施行規則を制定する必要がある。	
旅 券	3	一般旅券の発給等に関する事務	○旅券法 ○岩手県手数料条例	パスポートの申請、交付等	①②	市町村	20	盛岡地域については、移譲方法を検討のうえ、順次移譲を拡大する。	
産 業 保 安	4	液化石油ガスの規制に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等の許認可等	①⑥	市町村	20	危険物規制や火災予防などの消防事務と関連があることから消防部門への移譲を基本に進める。 ※ 消防行政と一体的に運用できるようになり、住民の安全・安心の向上を図ることができる。	
	5	高圧ガスの規制に関する事務	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱の許可及び立入検査等	①⑥	市町村	20		
	6	ガス用品の販売の規制に関する事務	ガス事業法	ガス用品の販売の事業を行う者に対する立入検査等	⑥	市町村	20		
	7	火薬類の規制に関する事務	火薬類取締法	火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いに係る許認可等	①② ⑥	市町村	20		
	8	電気工事業の業務の規制に関する事務	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業者の登録等	①	市町村	20		
	9	電気用品販売事業者への規制に関する事務	電気用品安全法	電気用品販売事業者からの報告徴収、立入検査等	⑥	市町村	20		※ 消費生活行政と一体的に運用できるようになり、住民の安全・安心の向上を図ることができる。
	1 0	猟銃等の規制に関する事務	武器等製造法	猟銃等の製造、販売の許可、立入検査等	①	市町村	20		

2 環境生活分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
環境行政	1	大気汚染防止対策に関する事務	大気汚染防止法	施設立入検査の実施	①③ ④	10万人以上の市	20	公害防止管理者と同等の専門的知識・技術を有する化学系職員を配置できることが必要と判断される。また、専門的技術の蓄積・継承や立入検査における職員体制を考慮すると、複数の化学系職員の配置が望ましい。
	2	水質保全対策に関する事務	水質汚濁防止法	事業場への立入検査の実施	①③ ④	10万人以上の市	20	
	3	騒音、振動、悪臭防止対策に関する事務	○騒音規制法 ○振動規制法 ○悪臭防止法	規制地域、規制基準の見直し	④	10万人以上の市	20	
	4	化学物質対策に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の立入検査の実施等	①	10万人以上の市	20	
	5	化学物質対策に関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律	届出等に係る事務	①	10万人以上の市	20	
	6	採石法、砂利採取法に関する事務	採石法、砂利採取法	採取場の認可・監督等	①	市町村	20	認可・監督事務について、地形の現況図や計画図等の判読が可能な技術職員の配置が可能な市町村への権限移譲を進める。
	7	専用水道及び簡易専用水道に関する事務	水道法	専用水道布設工事着手前の確認等及び簡易専用水道の給水停止命令等	①④	市町村	20	専用水道及び簡易専用水道の事務については、市町村に配置されている水道技術管理者の指導のもと適切な対応が可能であることから、市町村への権限移譲を進める。 ただし、事務の執行に当たっては、技術管理者のもと事業を確実に実施する体制の構築が必要である。

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
環境行政	8	廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設、業者への報告徴収、立入検査等	③④⑥	市町村	20	産業廃棄物処理施設を設置されることにより、環境に大きな影響を受ける市町村が、直接、監視指導を行えるような措置だが、産業廃棄物は市町村域を越えた排出運搬処理が行われることから、県にも権限を残すものであること。
	9	浄化槽の設置及び保守点検等に関する事務	浄化槽法	浄化槽の設置届等	①②	市町村	20	建築確認によるものもあることから、建築主事を置く市への権限移譲が望ましいが、他市町村への移譲を妨げるものではない。
	10	自然公園に関する事務	自然公園法	国立公園内の特別地域又は普通地域内の行為規制、届出の受理等	①③	市町村	20	国立公園内の行為の届出に関する事務について、移譲を希望する市町村に対し順次移譲を進めている。
	11	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲許可、飼養鳥獣の登録、販売禁止鳥獣の販売の許可等	①③	市町村	20	被害状況に応じ市町村に移譲する捕獲対象鳥獣の追加等を行うほか、ツキノワグマの緊急的な捕獲等の許可について、希望する市町村に対し移譲を進めている。
	12	温泉に関する事務 【新規】	温泉法	温泉利用の許可、施設管理者に対する施設またはその管理方法の改善に関する指示等	①③	中核市	20	事務の移譲には、温泉法の規定により、市町村が「保健所を設置する市」（中核市ほか）となることが必要
	13	クリーニング所の監視指導に関する事務 【新規】	クリーニング業法	クリーニング所の有機塩素化合物による地下水汚染の発生源対策指導	⑥	中核市	20	事務の移譲には、クリーニング業法の規定により、市町村が「保健所を設置する市」（中核市ほか）となることが必要
土地行政	14	土地取引の届出に関する事務	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引に係る届出受理、利用目的審査等	③④	市町村	20	事務処理要領を策定する必要がある。 利用目的について勧告する場合に意見聴取する「土地利用審査会」は県に設置する。

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
生活行政	15	物価対策に関する事務【新規】	生活関連物資の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置法	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定物資の価格動向及び需給動向の調査 ② 事業者に対する売渡しの指示 ③ 事業者に対する売渡しの命令 ④ 売渡しの協議が整わない場合の裁定・裁定結果の通知 ⑤ 報告の聴取、立入検査及び質問 	③④	市町村	22	<p>緊急時の物価安定対策として法に定められた県事務の移譲であるが、対象事業者により次のように権限を分担するものである。</p> <p>県：複数の市町村に事業所を有する事業者（小売業を除く）</p> <p>市町村：①当該市町村に店舗を有する小売業者 ②当該市町村にのみ事業所を有する事業者（小売業者を除く）</p>
	16	物価対策に関する事務【新規】	国民生活安定緊急措置法	<ul style="list-style-type: none"> ① 販売価格の表示に関する調査・指示 ② 販売価格の表示の指示に従わない場合の公表 ③ 標準価格での販売指示 ④ 指示に従わない場合の公表 ⑤ ①～④の事項につき、報告の聴取、立入検査、質問の実施 	③④	市町村	22	<p>緊急時の物価安定対策として法に定められた県事務の移譲であるが、対象事業者により次のように権限を分担するものである。</p> <p>県：複数の市町村に事業所を有する事業者（小売業を除く）</p> <p>市町村：①当該市町村に店舗を有する小売業者 ②当該市町村にのみ事業所を有する事業者（小売業者を除く）</p>

3 保健福祉分野

【保健医療】

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
地域保健	1	保健所の設置、運営に係る事務 【新規】	地域保健法、同施行令	保健所の設置、運営	①② ③④	中核市 相当の市	—	○中核市相当の市への移譲を進める。 ○併せて、保健所設置市の要件緩和について、法令及び基本指針の見直しを国に要望していく。 ○医師ほか保健医療関係の専門職必要
健康増進	2	特定給食施設に対する指導及び検査	健康増進法	特定給食施設の届出等の受理、台帳整備、定例報告の取りまとめ、立入検査	⑥	市町村	20	○栄養指導員（医師または管理栄養士）の任命が必要。 ※市町村独自でのネットワーク形成が難しかった特定給食施設（保育所、学校、病院、福祉施設等）との連携が図られる。
	3	国民健康栄養調査	健康増進法	身体状況・栄養摂取状況・アンケート等の調査実施（国の調査地区が該当になった場合）	⑥	市町村	20	○医師、保健師、栄養士ほか、調査の内容に沿った専門職の確保が必要 ※住民に身近な市町村が直接的に、住民の健康状態や栄養状況を把握することができる。
難病対策	4	特定疾患医療受給者証の交付申請受付事務 【新規】	特定疾患治療研究事業実施要綱	医療受給者証の交付（変更・医療機関追加）申請の受付及び県への進達（認定、交付、医療費支給は県）	①②	市町村	—	患者の利便性及び在宅支援の総合的な実施の面から、市町村が実施することが望ましいが、次の課題について、引き続き検討を行っていく。 ・事務処理体制、コスト面での条件整備 ・個人情報保護の観点（市町村に知られたくないという心情への配慮） ・療養支援を保健所が行うための患者情報の共有方策 など
動物愛護管理	5	動物取扱業等監視指導事務	○動物の愛護及び管理に関する法律 ○動物の愛護及び管理に関する条例	動物取扱業の監視指導、動物愛護推進員の委嘱、犬・ねこの譲渡等	③④	中核市	20	

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
精神保健	6	障害者自立支援医療（精神通院）の実施に関する事務 【新規】	障害者自立支援法	障害者自立支援医療（精神通院）の実施に係る支給認定、受給者証交付等	③	市町村	—	医学的判定は、従来どおり県が実施し、支給認定、受給者証の交付等を身近な市町村が行えるよう、自立支援医療費の支払方法と併せて検討していく。
母子保健	7	未熟児医療等に関する事務	母子保健法	・低体重児出生の届出の受理 ・未熟児等の訪問指導 ・養育医療給付に係る申請書の受付	①④	市町村	20	
	8	育成医療に関する事務 【新規】	障害者自立支援法	育成医療給付に係る申請書の受付、相談、申請者に対する通知書の交付	①	市町村	21	育成医療給付に係る認定・審査は、保健所長の医学的判断が必要であることから、医学的判断を要しない申請書の受理及び相談については移譲していく。なお、認定及び審査については、引き続き県が行う。
医療看護	9	医療従事者等の厚生労働省大臣免許進達に関する事務	医師法、保健師助産師看護師法、歯科医師法、歯科技工士法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律法、視能訓練士法、理学療法士及び作業療法士法、薬剤師法、栄養士法	医療従事者等に係る大臣免許申請書類の受付け、厚生労働省（県経由）への進達及び交付	①	市町村	20	市町村へ移譲する場合の留意事項として、県民の利便性を考慮し、住居地でない市町村での受付けも可能とする仕組みを構築することが必要である。
	10	医療従事者等の県知事免許交付に関する事務	保健師助産師看護師法、栄養士法、調理師法、製菓衛生師法	准看護師、栄養士、調理師及び製菓衛生師に係る県知事免許証の申請書受付け、県への進達及び交付	①	市町村	20	

【福祉】

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
生活保護	11	生活保護の実施に関する事務 【新規】	生活保護法、同施行令	生活保護の実施	①③ ④	町村	—	○福祉事務所を条例で設置することにより、町村での実施が可能である。 ○小規模町村では、財政面や組織体制面での課題があることから、近隣の市への業務委託も進めて行く。
障害福祉	12	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務 【新規】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務	④	町村	—	福祉事務所の設置により、町村でも実施が可能である。
療育等	13	障害者相談員の委嘱等に関する事務	○身体障害者福祉法 ○知的障害者福祉法	障害者相談員の委嘱等に関する事務	⑤	市町村	20	障害者支援の主体は市町村であり、相談活動が迅速なサービス提供へ反映されることが期待される。
児童福祉	14	認可外保育施設の状況調査等に関する事務	児童福祉法	認可外保育施設の状況調査、勧告、公表、停止・閉鎖命令等	①③ ④	市町村	20	

4 商工労働観光分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
中小企業振興	1	中小企業団体及び中小企業等協同組合の運営に関する事務	中小企業団体の組織に関する法律、中小企業等協同組合法	①協業組合、②事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合の設立認可、定款変更の認可、決算関係書類等の受理、立入検査等	①	市町村	20	○希望する市町村に対し移譲をしていく。
	2	商工会議所の法人運営に関する事務	商工会議所法	商工会議所の指導監督	①④	市	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
	3	商工会の法人運営に関する事務	商工会法	商工会の指導監督	①③⑥	市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
産業振興（商業まちづくり）	4	大規模小売店舗事業活動に関する事務【新規】	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設届出の受付、関係公告、意見勧告等	①③⑥	市町村	21	希望する市町村に対し移譲をしていく。
	5	商店街整備、店舗集団化等に関する事務	中小小売商業振興法・同施行令	高度化事業計画のうち商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定、変更の認定及び認定の取り消し	①③⑥	市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。
産業振興（ものづくり）	6	工場立地に関する事務	工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	工場立地に係る新設・増設・変更等届出の受理、工場立地に係る準則の特例の制定、届出事項に関する勧告・変更命令	①③④	市町村	20	希望する市町村に対し移譲をしていく。

5 農林水産分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
農業振興	1	農地転用に関する事務	農地法	農地転用許可(2ha以下)、違反行為に対する勧告等の措置	③	市町村	20	○希望する市町村へ順次移譲を進めていく。 ○4ha以下の農地転用許可権限の移譲は、国から県へ4ha超の農地転用許可権限が移譲された段階で検討する。
農業普及技術	2	エコファーマーの計画認定等に関する事務	持続性の高い農業生産方式導入促進に関する法律	エコファーマーの認定・取り消し 実施状況報告の徴収	①⑥	市町村	20	○全市町村に事務の移譲を拡大する。 ※市町村における安全・安心な産地づくりが促進される。
農村計画	3	土地改良事業施行の認可等に関する事務	土地改良法	土地改良事業の施行申請の事業計画の審査、意見聴取、適否の決定、認可、公告縦覧等	①⑥	市町村	20	○希望する市町村へ順次移譲を進めていく。 ○市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業を対象とする。 ※市町村の農業振興計画、土地利用計画との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
農村建設	4	土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務	土地改良法	換地計画の認可、農業委員会からの意見聴取、換地処分公告等	①⑥	市町村	20	○希望する市町村へ順次移譲を進めていく。 ○市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画を対象とする。 ※市町村の農業振興計画、土地利用計画及び市町村ビジョン等との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
森林保全	5	森林における開発行為に関する事務	森林法	森林内(民有林)での開発行為の許可(1ha以上10ha未満)、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導	①⑥	市町村	20	○希望する市町村へ順次移譲を進めていく。 ○市町村の区域で完結する開発行為を対象とする。 ※市町村の土地開発計画との調整が、より地域の実情に即した形で行えるようになる。
	6	保安林に関する事務	森林法	保安林内の間伐の届出、間伐計画の変更の命令等	①	市町村	20	○希望する市町村へ順次移譲を進めていく。 ○市町村の区域で完結する保安林内の間伐を対象とする。

6 県土整備分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
都市計画	1	開発行為許可等に関する事務	都市計画法	開発行為の許可、変更の許可、完了検査及び公告、開発登録簿の調整等	①	市町村	20	
	2	土地区画整理事業等の認可に関する事務	土地区画整理法	・個人施行者の土地区画整理事業の施行認可、変更認可、認可等の公告、換地計画の認可等。 ・土地区画整理組合の認可、公告、換地計画の認可等	①	市町村	20	
				区画整理会社の土地区画整理事業の施行認可、変更認可、認可等の公告、換地計画の認可等		市町村	20	
				審査請求の裁決（組合又は区画整理会社がした処分に限る）		市町村	22	
	3	租税特別措置法に基づく認定に関する事務	租税特別措置法	優良な宅地造成等の認定、優良住宅認定基準の適合審査	①	市町村	20	
4	特定路外駐車場の設置等に関する事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置届出の受理及び構造、設備等の違反に対する是正等の命令等	①②	市町村	20	都市計画区域を有する市町村については、「駐車場法」に基づく事務が既に移譲済みであることから先行事務と併せて事務処理することが望ましい。	
5	屋外広告物の表示又は設置の許可等に関する事務	屋外広告物法 屋外広告物条例	屋外広告物の表示又は設置の許可、違反広告物に対する措置等	①③	市町村	20	条例施行規則の制定必要	

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
建築住宅	6	高齢者を受け入れる賃貸住宅の登録、閲覧に関する事務	高齢者の住居の安定確保に関する法律	高齢者を受け入れる賃貸住宅の登録、閲覧	①④	市町村	20	建築に関する専門的知識を有する職員が必要
	7	建築確認に関する事務【新規】	建築基準法	すべての建築物についての建築確認検査、許可等	①②	10万人以上の市	22	<ul style="list-style-type: none"> ○限定特定行政庁を対象として移譲（限定特定行政庁⇒特定行政庁に移行） ○建築主事の確保と体制整備が必要 ○特定行政庁への移行に伴い、下記の事務権限も付随して移譲となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法に基づく浄化槽設置等の届出受理・変更命令等 ・ハートビル法に基づく特定建築物の建築及び維持保全計画の認定等 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導等 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギーの効率化利用のための措置に関する届出処理等 ・密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律及び建築基準法に基づく防災街区整備事業施行区域内の建築行為の許可等 ・建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出処理・立ち入り検査等
その他	8	解体工事業者登録簿の閲覧に関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者登録簿の閲覧	⑥	市町村	20	<ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁及び限定特定行政庁を対象として移譲 ※県でしか閲覧できなかった登録簿の情報の入手先が増える。
	9	都市計画区域内の土地の先買い等に関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出、買取希望の届出受理、買取協議する旨の通知	③	市町村	20	都市計画区域を有する市町村に移譲

7 教育分野

細分野	No.	事務権限の名称	根拠法令	事務の内容	効果分類	対象市町村	移譲開始年度	備考
学校教育	1	市町村立幼稚園の設置廃止、設置者の変更の認可等に関する事務	○学校教育法 ○学校教育法施行令	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可、名称変更等の届出受理	⑤	市町村	20	
文化	2	発掘の届出の受理、指示及び命令等に関する事務	文化財保護法	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する届出、指示等	③	市町村	20	○（財）県文化振興事業団の事業に係る事務を除く。 ○文化財の保存上、特に認めるときは、県も事務を行えることとする。 ○文化財の専門知識を有する職員の配置が必要。
	3	県指定有形文化財等の管理に関する事務	岩手県文化財保護条例	県指定有形文化財の公開の届出に係る当該文化財の管理に必要な指示等	③	市町村	20	○助言又は勧告について、特に必要と認めるときは、県も事務を行えることとする。
社会教育	4	社会教育主事の資格認定に関する事務	社会教育法	社会教育主事の資格認定	①③	市町村	20	
	5	博物館登録等に関する事務	○博物館法 ○博物館法施行規則	博物館登録原簿への登録、博物館に相当する施設の指定等	①④	市町村	20	○博物館の調査研究のための報告は、県も事務を行えることとする。
教職員	6	市町村立学校職員の手当等に関する事務	○市町村立学校職員の給与等に関する条例 ○単身赴任手当に関する規則 ○寒冷地の額等を定める規則	単身赴任手当の月額の設定又は改定及び確認に関する事務等	⑤	市町村	20	
	7	市町村立学校職員の児童手当の受給資格認定等の決定に関する事務	○児童手当法 ○児童手当法施行規則	市町村立学校職員に係る児童手当の受給資格及び額の認定等	⑤	市町村	20	